

広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム

[2 0 1 3 - 2 0 1 7]

平成25年5月

広島市

目 次

第1章 プログラムの概要

1	策定の趣旨	1
2	プログラムの性格	1
3	計画期間	1
4	基本方針	1
5	取組の柱	2
	(1) 早期発見のための取組・体制の充実	
	(2) 療育・訓練体制の充実	
	(3) 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実	
	(4) 就労支援の充実	
	(5) 相談支援の充実	
	(6) 発達障害についての理解の促進	
6	取組の柱と事業体系	3
7	推進方策	4
	(1) 市民、企業等との協働	
	(2) 関係機関との連携	
	(3) 発達障害者支援センターの機能強化	

第2章 具体的な事業展開

1	早期発見のための取組・体制の充実	5
2	療育・訓練体制の充実	6
3	保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実	7
4	就労支援の充実	10
5	相談支援の充実	11
6	発達障害についての理解の促進	12
7	年度別の事業展開	14
8	ライフステージ別の事業展開	18

《参考》	検討経過	19
------	------	----

第1章 プログラムの概要

1 策定の趣旨

平成17年4月に発達障害者支援法が施行され、発達障害が法律上位置づけられるとともに、国及び地方公共団体の責務として、発達障害の早期発見、早期の発達支援、就労・地域生活等に関する支援及び発達障害者の家族への支援を図ることが規定されました。

そのため、本市では、発達障害者の乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援体制の整備について検討を行い、平成21年3月に「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定し、支援に取り組んできましたが、このプログラムの計画期間が平成24年度で終期を迎えます。

発達障害については、他の障害に比べて、認知されはじめて日が浅く、一層の啓発が求められるとともに、こども療育センターにおける発達障害の新規相談件数等も増加していることなどから、今後とも発達障害者の支援に係る事業・取組を充実していく必要があります。

こうしたことから、本市では、引き続き、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていくために、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とする「広島市発達障害者支援体制づくり推進プログラム」を策定しました。

2 プログラムの性格

本プログラムは、「広島市障害者計画〔2013-2017〕」に掲げる発達障害者支援に関する施策を実現していくための具体的な事業・取組を定めるものです。

3 計画期間

本プログラムの計画期間は、「広島市障害者計画〔2013-2017〕」の計画期間に合わせ、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

4 基本方針

発達障害者支援に関する事業・取組を展開するに当たり、次の2つの基本方針を掲げます。

(1) 発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

発達障害のある子どもを早期に発見し、その子どもの状況に応じた適切な支援を速やかに行うための体制の充実を図ります。

(2) 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないように取り組みます。

5 取組の柱

(1) 早期発見のための取組・体制の充実

発達障害を早期に発見するため、乳幼児健診の充実を図るとともに、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための体制の充実に取り組みます。

(2) 療育・訓練体制の充実

発達障害を早期に診断し、速やかに専門的な発達支援を行うとともに、その家族への支援を充実させるため、こども療育センターの機能強化と地域における療育の充実に向けた支援に取り組みます。

(3) 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

発達障害者及びその家族が円滑に社会生活を送るため、保育園・幼稚園・学校において、発達障害者支援センター等専門機関との連携を図ることにより支援の専門性を向上させるとともに、地域において、生活支援、余暇活動の充実等に取り組みます。

(4) 就労支援の充実

発達障害者の就職や職場定着を促進するため、関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習などの支援の充実に取り組みます。

(5) 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して適切な助言や指導を行うため、相談支援事業所の周知や研修を通じた相談員等の質の向上を図ることなどにより、相談支援体制を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援が行えるような仕組みづくりに取り組みます。

(6) 発達障害についての理解の促進

発達障害について市民、企業等の理解を促進するため、講演会の開催等普及啓発の充実に取り組みます。

6 取組の柱と事業体系

〔基本理念〕

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。(※)

〔基本方針〕

発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行うための体制の充実

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

早期発見のための取組・体制の充実

- ①保護者への普及啓発
- ②要観察児及び保護者への支援
- ③乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施
- ④5歳児を対象とした支援
- ⑤発達障害診療医療機関の周知【拡充】

療育・訓練体制の充実

- ①こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施
- ②こども療育センターの外来療育教室の充実
- ③こども療育センターの発達障害児受入体制の整備【新規】
- ④地域における療育の充実に向けた専門研修の実施【拡充】
- ⑤発達障害診断後の家族への研修の実施【拡充】

保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

【保育園】

- ①発達障害児基礎研修会等の実施
- ②発達支援コーディネーターの養成

【幼稚園・学校】

- ①専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施
- ②特別支援教育に係る推進校への支援【拡充】
- ③校内の指導体制の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターの養成
 - ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用
 - ・特別支援教育体制充実検討会議の開催
- ④管理職への理解・啓発の推進
- ⑤特別支援教育アシスタント事業の実施

【地域】

- ①乳幼児等医療費補助
- ②発達障害者社会的スキル訓練の実施【新規】
- ③発達障害者生活訓練の実施
- ④コミュニケーション支援の充実【拡充】
- ⑤余暇活動等を支援するボランティアの育成
- ⑥災害時における発達障害者への支援の周知【拡充】

就労支援の充実

- ①就労に向けた生活訓練の充実【新規】
- ②発達障害者就労準備支援の実施
- ③関係機関の連携による就労支援の充実【拡充】

相談支援の充実

- ①相談支援事業所の周知【拡充】
- ②発達障害者相談支援従事者研修の実施
- ③相談窓口用アセスメントツールの検討【新規】
- ④ペアレントメンター制度の導入の検討【新規】
- ⑤発達障害者オープン相談の場の運営
- ⑥継続した支援を行うためのツールの活用
- ⑦関係機関の連携による処遇検討の実施
- ⑧情報提供の充実

発達障害についての理解の促進

- ①啓発イベントの実施【拡充】
- ②市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施
- ③発達障害者家族の集い等の開催【拡充】
- ④パンフレット等の作成・配布【拡充】
- ⑤情報発信

(※) 広島市障害者計画〔2013-2017〕における基本理念

7 推進方策

(1) 市民、企業等との協働

地域、ボランティア団体、企業等の多様な主体が発達障害者支援の重要性を認識し、自主的・積極的に取り組めるよう環境整備を行うとともに、地域、ボランティア団体、企業等と本市が協働して支援に取り組みます。

(2) 関係機関との連携

発達障害者への支援は、医療・保健・福祉・教育・労働など様々な分野にわたっていることから、関係機関と連携を図りながら、支援の総合的な推進に取り組みます。推進に当たっては、障害者団体等におけるノウハウの活用を図ります。

(3) 発達障害者支援センターの機能強化

発達障害者支援センターは、発達障害者支援の中核的な役割を担う機関としてより専門性を高めていくとともに、積極的に医療・福祉・教育等との連携を図り、保育園・幼稚園・学校及び地域への支援を充実させていく必要があります。

そのため、子どもの医療・訓練・相談等の専門機関であることも療育センターと連携して、発達障害児の支援に関わるスタッフの充実を図る等により、発達障害者支援センターの機能強化に取り組みます。

発達障害者支援センターの役割

○相談支援

相談内容に応じた適切な指導又は助言、情報提供、関係機関への紹介等を行う。

○発達支援

心理検査等を用いた評価とそれに基づく家庭生活での支援計画の作成等を行う。

○就労支援

就労に向けての相談や必要な情報の提供、就労支援機関への紹介等を行う。

〔在宅支援〕

在宅の発達障害者及びその家族

○関係機関等に対する普及啓発及び研修

発達障害の特性や対応方法等について、関係機関等の職員を対象に普及啓発や研修を実施する。

○関係機関等との連携

発達障害者支援連絡協議会や個別支援のための調整会議等に参加し、関係機関等とのネットワークの形成を図るとともに、必要に応じて相互に助言や協力を行う。

保育園、幼稚園、学校等における発達障害児への支援については、こども療育センターと連携して実施する。

〔関係機関等支援〕

保育園、幼稚園、学校、福祉施設等

(※) 発達障害者支援センターは、平成17年10月にこども療育センター内に開設した。

第2章 具体的な事業展開

1 早期発見のための取組・体制の充実

乳幼児健診等の充実を図り、発達障害の可能性のある子どもを持つ保護者の気づきを促すための取組を行うとともに、こども療育センター等専門医療機関への受診に至るまでの支援を行う。

事業・取組	概要	担当
① 保護者への普及啓発	乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども・家庭支援課
② 要観察児及び保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と恐れられ支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。 ●乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。 	こども・家庭支援課、保育指導課、こども療育センター
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども・家庭支援課、こども療育センター
④ 5歳児を対象とした支援	就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、4、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども・家庭支援課
⑤ 発達障害診療医療機関の周知【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。 ●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。【拡充】 	こども・家庭支援課

2 療育・訓練体制の充実

こども療育センターの医師等専門スタッフ及び外来療育教室の充実を図るとともに、地域における療育の充実に向けた支援や発達障害者の家族への支援を行う。

事業・取組	概要	担当
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。 ●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。 	こども・家庭支援課、こども療育センター
② こども療育センターの外来療育教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●こども療育センターにおいて、言語聴覚士、保育士等専門スタッフが行う、基本的な日常生活習慣の学習、集団の中での対人関係の能力向上等のための療育を充実させるため、発達障害児の外来療育の支援内容について経験豊富な専門家による評価・指導を実施する。 ●こども療育センターの外来療育教室等において、言語聴覚士、作業療法士等が、様々なアプリケーションを利用できるタブレット型コンピュータを活用することにより、障害特性に応じた効果的な訓練を実施する。 	こども・家庭支援課、こども療育センター
③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備【新規】	<p>発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制を整備する。</p>	こども・家庭支援課、こども療育センター
④ 地域における療育の充実に向けた専門研修の実施【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●児童発達支援（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）を実施する事業所の専門スタッフを対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を学ぶ研修を実施する。【拡充】 ●保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター

事業・取組	概要	担当
⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施 【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。 ●発達障害のある子どもの行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。【拡充】 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター

3 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

(1) 保育園

専門機関との連携の強化を図り、保育園における支援の専門性を向上させるための研修を実施する。

事業・取組	概要	担当
① 発達障害児基礎研修会等の実施	発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図るため、研修を実施する。	保育指導課、こども療育センター
② 発達支援コーディネーターの養成	発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を新任者と経験者に分け、公私立保育園全園の参加を目指して実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	保育指導課、こども療育センター

(2) 幼稚園・学校

通常の学級に在籍する発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して適切な指導を行うための校内支援体制の整備・充実を図る。

事業・取組	概要	担当
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	教育委員会特別支援教育課
② 特別支援教育に係る推進校への支援【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●校内支援体制の構築を目指す「特別支援教育推進校」の指定を行う。 ●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す「特別支援学級研究推進校」の指定を行う。【拡充】 	教育委員会特別支援教育課

事業・取組	概要	担当
③-1 校内の指導体制の充実(特別支援教育コーディネーターの養成)	特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	教育委員会特別支援教育課
③-2 校内の指導体制の充実(個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用)	適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	教育委員会特別支援教育課
③-3 校内の指導体制の充実(特別支援教育体制充実検討会議の開催)	小・中学校等における特別支援教育の充実が図られるよう支援体制を検討する。	教育委員会特別支援教育課
④ 管理職への理解・啓発の推進	発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒についての理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	教育委員会特別支援教育課
⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施	肢体不自由及び発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍する学校に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	教育委員会特別支援教育課

(3) 地域

発達障害者が円滑に社会生活を送るための訓練を行うとともに、生活支援及び余暇活動の充実に取り組む。

事業・取組	概要	担当
① 乳幼児等医療費補助	小学校1・2年生の発達障害児を対象に医療費の保険診療分の自己負担相当額から一部負担金の額を控除した額を補助する。	保険年金課
② 発達障害者社会的スキル訓練の実施【新規】	発達障害者を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を上手に営んでいくための技能訓練(ソーシャルスキルトレーニング)を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 発達障害者生活訓練の実施	発達障害者が円滑に社会生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムを実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課

事業・取組	概要	担当
④ コミュニケーション支援の充実【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●市民やコミュニケーション支援ボードの配布先事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用（具体的な利用方法等を含む。）について周知を図る。 ●コミュニケーション支援ボードを活用した社会体験の実施を検討する。【拡充】 ●発達障害者が自ら使用することができる携帯用コミュニケーションカードや携帯電話用アプリケーション等の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）等で発達障害者やその家族、支援者等に情報提供する。【拡充】 	こども・家庭支援課
⑤ 余暇活動等を支援するボランティアの育成	<p>大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、スポーツなどの余暇活動等の支援や講演会参加時の託児などを行うボランティアを育成する。</p>	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター
⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。【拡充】 ●地域の身近な支援者である民生委員や町内会、社会福祉協議会等に対してコミュニケーション支援ボード（災害編）等の活用について定期的に周知を図る。【拡充】 	こども・家庭支援課

4 就労支援の充実

関係機関との連携強化を図るとともに、障害の特性等に応じた適切な職場実習などの支援の充実に取り組む。

事業・取組	概要	担当
① 就労に向けた生活訓練の充実【新規】	就労移行支援事業所等を利用している発達障害者に対する支援の充実を図るため、発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用して、当該事業所等に対し、助言や協力を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害自立支援課、精神保健福祉課
② 発達障害者就労準備支援の実施	就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基礎づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害者を対象に、協力事業所での実習を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 関係機関の連携による就労支援の充実【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。 ●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害」、「社会資源」、「生活支援」に関する講習会、学習会を実施する。【拡充】 ●発達障害者支援センター、障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターがそれぞれの役割を整理し、発達障害者に効率的に就労支援を行うことができる仕組みを検討する。【拡充】 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課

5 相談支援の充実

発達障害者及びその家族に対して、適切な助言や指導等を行う相談の場を充実させるとともに、関係機関が連携して連続性のある支援を行う。

事業・取組	概要	担当
① 相談支援事業所の周知【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供、助言、援助等を行う障害者相談支援事業所及び障害児支援利用計画の作成等を行う障害児相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。 ●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。【拡充】 	こども・家庭支援課
② 発達障害者相談支援従事者研修の実施	相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対して個別支援計画を活用し、身近な地域において発達障害の視点を持った相談支援が可能となるよう研修を実施する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 相談窓口用アセスメントツールの検討【新規】	各区相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できるアセスメントツールについて検討を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
④ ペアレントメンター制度の導入の検討【新規】	発達障害のある子どもを子育てした経験のある保護者が、その経験をいかし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」の導入について検討する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営	発達障害者（15歳以上30歳以下）を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用	支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども・家庭支援課
⑦ 関係機関の連携による処遇検討の実施	発達障害者及びその保護者等から相談を受け、特に関係機関との連携が必要なケースについて、個別支援計画を作成し、その計画に基づき関係機関が連携して個別に支援を行うことを目的とする処遇検討会議を開催する。	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター

事業・取組	概要	担当
⑧ 情報提供の充実	市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」において、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、リソースマップとして掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。	こども・家庭支援課

6 発達障害についての理解の促進

発達障害の特性、発達障害者及びその家族が抱える困難さ、発達障害者との関わり方等発達障害について市民の理解を促進するための講演会等を開催するとともに、発達障害者の家族の障害受容のための取組を行う。

事業・取組	概要	担当
① 啓発イベントの実施【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。 ●区役所、公民館等において、パネル展示、DVD上映、関連図書の展示等を実施する。【拡充】 	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課、発達障害者支援センター
② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●各区相談窓口等の市職員を対象として、大人の発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。 ●スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所の職員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。 	精神保健福祉センター、こども・家庭支援課、発達障害者支援センター
③ 発達障害者家族の集い等の開催【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。 ●18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（成人期発達障害者家族の集い）を提供する。【拡充】 	こども・家庭支援課、発達障害者支援センター、こども療育センター
④ パンフレット等の作成・配布【拡充】	●発達障害についての入門的な啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。	こども・家庭支援課、発達障害者支援セ

事業・取組	概要	担当
	<p>●発達障害者への具体的な対応例を掲載したパンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。【拡充】</p> <p>●発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子を作成し、配布する。【拡充】</p>	センター、こども療育センター
⑤ 情報発信	市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。	こども・家庭支援課、教育委員会特別支援教育課

7 年度別の事業展開

(1) 早期発見のための取組・体制の充実

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① 保護者への普及啓発	パンフレットの作成・配布	パンフレットの作成・配布	パンフレットの作成・配布
② 要観察児及び保護者への支援	親子教室の開催(各区で実施) 相談先案内用リーフレット配布	親子教室の開催(各区で実施) 相談先案内用リーフレット配布	親子教室の開催(各区で実施) 相談先案内用リーフレット配布
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施	健診従事者等への研修の実施 年3回	健診従事者等への研修の実施 年3回	健診従事者等への研修の実施
④ 5歳児を対象とした支援	発達相談の実施(各区で実施)	発達相談の実施(各区で実施)	発達相談の実施(各区で実施)
⑤ 発達障害診療医療機関の周知【拡充】	市ホームページへの掲載	市ホームページへの掲載 各区相談窓口等での周知	市ホームページへの掲載 各区相談窓口等での周知

(2) 療育・訓練体制の充実

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施	嘱託栄養士 正規化1名 保育士等の研修の実施	保育士、心理療法士、言語聴覚士、嘱託心理療法士各1名 保育士等の研修の実施	スタッフの充実 保育士等の研修の実施
② こども療育センターの外来療育教室の充実	専門家による評価・指導(年3回) タブレット型コンピュータの活用(9台配置)	専門家による評価・指導(年6回) タブレット型コンピュータの活用(17台配置)	専門家による評価・指導 タブレット型コンピュータの活用
③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備【新規】		西部こども療育センターでの受入体制整備	北部こども療育センター・こども療育センター(光町)での受入体制について検討・整備
④ 地域における療育の充実に向けた専門研修の実施【拡充】	(保育園を対象とした療育実習等の実施)	保育園等を対象とした研修の実施内容等の検討 児童発達支援事業所等を対象とした研修の実施内容等の検討	検討・実施 検討・実施
⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施【拡充】	基礎的研修の実施(年17回)	基礎的研修の実施(年17回) 実践的研修の実施内容等の検討	基礎的研修の実施 検討・実施

(3) 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実

【保育園】

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① 発達障害児基礎研修会等の実施	研修の実施（年4回）	研修の実施（年4回）	研修の実施
② 発達支援コーディネーターの養成	養成講座の実施 （新任者5回、経験者3回）	養成講座の実施 （新任者5回、経験者3回）	養成講座の実施

【幼稚園・学校】

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施	巡回相談指導の実施
② 特別支援教育に係る推進校への支援【拡充】	特別支援教育推進校の指定	特別支援教育推進校の指定 ● 特別支援学級研究推進校の指定	特別支援教育推進校の指定 特別支援学級研究推進校の指定
③ 校内の指導体制の充実	特別支援教育コーディネーター研修会の開催	特別支援教育コーディネーター研修会の開催	特別支援教育コーディネーター研修会の開催
	個別の指導計画等の作成・活用	個別の指導計画等の作成・活用	個別の指導計画等の作成・活用
	特別支援教育体制充実検討会議の開催	特別支援教育体制充実検討会議の開催	特別支援教育体制充実検討会議の開催
④ 管理職への理解・啓発の推進	講演会の開催、指導資料の作成・配付	講演会の開催、指導資料の作成・配付	講演会の開催、指導資料の作成・配付
⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施	特別支援教育アシスタントの配置 326人配置	特別支援教育アシスタントの配置 341人配置	特別支援教育アシスタントの配置

【地域】

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① 乳幼児等医療費補助	補助	補助	補助
② 発達障害者社会的スキル訓練の実施【新規】		● 実施内容等の検討	● 検討・実施
③ 発達障害者生活訓練の実施	生活訓練の実施（年3回）	生活訓練の実施（年3回）	生活訓練の実施
④ コミュニケーション支援の充実【拡充】	活用についての周知	活用についての周知	活用についての周知
		● 社会体験等の実施内容等の検討	● 検討・実施

事業・取組	24年度	25年度	26~29年度
⑤ 余暇活動等を支援するボランティアの育成	研修の実施（年1回）	研修の実施（年1回）	研修の実施
⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知【拡充】	（コミュニケーション支援ボードの作成・配布）	コミュニケーション支援ボード（災害編）、防災ハンドブック等の周知	コミュニケーション支援ボード（災害編）、防災ハンドブック等の周知
	（コミュニケーション支援ボード（災害編）を民生委員に周知）	民生委員等への定期的な周知方法の検討	検討・実施

(4) 就労支援の充実

事業・取組	24年度	25年度	26~29年度
① 就労に向けた生活訓練の充実【新規】		実施内容等の検討	検討・実施
② 発達障害者就労準備支援の実施	実施	実施	実施
③ 関係機関の連携による就労支援の充実【拡充】	連携による支援	連携による支援	連携による支援
		障害者職業センター就労支援プログラムにおける講習会等の実施 効率的に支援を行う仕組みの検討	障害者職業センター就労支援プログラムにおける講習会等の実施 検討・実施

(5) 相談支援の充実

事業・取組	24年度	25年度	26~29年度
① 相談支援事業所の周知【拡充】	市ホームページへの掲載	市ホームページへの掲載	市ホームページへの掲載
		各区相談窓口等での周知	各区相談窓口等での周知
② 発達障害者相談支援従事者研修の実施	研修の実施（年1回）	研修の実施（年1回）	研修の実施
③ 相談窓口用アセスメントツールの検討【新規】		内容の検討、各区との協議	検討・実施
④ ペアレントメンター制度の導入の検討【新規】		制度の検討	検討・実施
⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営	オープン相談の場の運営（市内3か所）	オープン相談の場の運営（市内3か所）	オープン相談の場の運営

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用	サポートファイルの配付、研修会の開催	サポートファイルの配付、研修会の開催	サポートファイルの配付、研修会の開催
	研修会（年6回）	研修会（年6回）	研修会
⑦ 関係機関の連携による処遇検討の実施	〔 処遇検討会議の開催 〕	処遇検討会議の開催（必要に応じて）	処遇検討会議の開催（必要に応じて）
⑧ 情報提供の充実	市ホームページ、パンフレット等の充実	市ホームページ、パンフレット等の充実	市ホームページ、パンフレット等の充実

(6) 発達障害についての理解の促進

事業・取組	24年度	25年度	26～29年度
① 啓発イベントの実施【拡充】	講演会の開催（年1回）	講演会の開催（年1回）	講演会の開催
		パネル展示、DVD上映会等の検討	検討・実施
② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施
③ 発達障害者家族の集い等の開催【拡充】	発達障害者家族の集い開催 年7回	発達障害者家族の集い開催 年7回	発達障害者家族の集い開催
		成人期発達障害者家族の集い開催 年3回	成人期発達障害者家族の集い開催
④ パンフレット等の作成・配布【拡充】	啓発用パンフレット作成・配布	啓発用パンフレット作成・配布	啓発用パンフレット作成・配布
		新たなパンフレット、小冊子の検討	検討、作成・配布
⑤ 情報発信	市ホームページ等への掲載	市ホームページ等への掲載	市ホームページ等への掲載

(注) 平成24年度の欄において〔 〕で示したものは、平成23年度以前に実施。

8 ライフステージ別の事業展開

	乳幼児期 (義務教育開始前)	学齢期 (義務教育期間)	青年期 (義務教育修了から19歳まで)	成人期 (20歳以上)
療育・訓練体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施 ●こども療育センターの発達障害児受入体制の整備 ○こども療育センターの外来療育教室の充実 ▲地域における療育の充実に向けた専門研修の実施 ▲発達障害診断後の家族への研修の実施 			
早期発見のための取組・体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▲発達障害診療医療機関の周知 ○保護者への普及啓発 ○要観察児及び保護者への支援 ○乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 ○5歳児を対象とした支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▲発達障害診療医療機関の周知 	<p>学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 ▲特別支援教育に係る推進校への支援 ○校内の指導体制の充実 ・特別支援教育コーディネーターの養成 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用 ・特別支援教育体制充実検討会議の開催 ○管理職への理解・啓発の推進 ○特別支援教育アシスタント事業の実施 	
保育園・幼稚園・学校における支援の充実	<p>保育園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発達障害児基礎研修会等の実施 ○発達支援コーディネーターの養成 <p>幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施等 			
地域における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児等医療費補助 ●発達障害者社会的スキル訓練の実施 ○余暇活動等を支援するボランティアの育成 		<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者生活訓練の実施 ▲コミュニケーション支援の充実 ▲災害時における発達障害者への支援の周知 	
就労支援の充実				<ul style="list-style-type: none"> ●就労に向けた生活訓練の充実 ○発達障害者就労準備支援の実施 ▲関係機関の連携による就労支援の充実
相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▲相談支援事業所の周知 ●相談窓口用アセスメントツールの検討 ●ペアレントメンター制度の導入の検討 ○関係機関の連携による処遇検討の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害者相談支援従事者研修の実施 ○継続した支援を行うためのツールの活用 ○情報提供の充実 ○発達障害者オープン相談の場の運営 	
理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ▲啓発イベントの実施 ▲発達障害者家族の集い等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施 ▲パンフレット等の作成・配布 		<ul style="list-style-type: none"> ○情報発信

●：新規事業 ▲：拡充事業 ○：継続事業

《参考》 検討経過

広島市発達障害者支援連絡協議会の開催状況

（広島市発達障害者支援連絡協議会は、学識経験者、家族の代表、関係機関等で構成し、発達障害者に対する総合的なサービスのあり方を検討するとともに、発達障害者支援センターの実施状況の報告、連絡調整などを行うため、平成20年4月に設置したものである。）

開催時期	協議内容
平成23年 7月26日	プログラムの改定について（スケジュール等）
平成23年12月27日	プログラムの改定について（事業・取組における現状と課題）
平成24年 3月30日	プログラムの改定について（事業・取組に関する意見聴取）
平成24年 7月24日	プログラムの事業・取組（素案）について
平成24年11月19日	プログラムの概要骨子（素案）及び事業・取組（素案）について
平成25年 2月12日	プログラム（素案）について
平成25年 5月 2日	プログラム（案）について

広島市発達障害者支援連絡協議会 委員名簿（任期 平成24年6月13日～平成26年3月31日） （50音順、敬称略）

氏 名	所 属 団 体 等
浅田 護	安芸地区医師会 精神保健担当委員
阿部 泉	特定非営利活動法人 広島自閉症協会
落合 俊郎	広島大学大学院教育学研究科 教授
垣中 友子	医療法人せのがわ 地域生活支援センター「モルゲンロート」施設長
金子 努	県立広島大学保健福祉学部 人間福祉学科 教授
杉野 禮俊	安佐医師会 理事
永田 忠	広島市医師会 理事
西本 朋子	広島市こども療育センター 地域支援室長
浜崎 勝	社会福祉法人もみじ福祉会 理事長（障害者生活支援センターめーぷる）
平岡 庸子	広島東公共職業安定所 統括職業指導官
植木 康敬	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー
松田 文雄	医療法人翠星会 松田病院 院長
三戸 律恵	広島 発達障害親の会「明日葉」
山田 絹子	社会福祉法人広島市手をつなぐ育成会
米川 晃	社会福祉法人 柏学園 理事長 (知的障害児居住施設瀬野川学園障害者相談支援事業所)

（注）平成25年4月1日現在のものである。

【前委員】

氏 名	所 属 団 体 等
朝月 智恵子	広島 発達障害親の会「明日葉」
倉永 恭子	広島県臨床心理士会 臨床心理士
谷口 幹夫	広島市こども療育センター 地域支援室長
藤原 桂	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー

所属団体等は就任当時のもの